

越谷市立小中一貫校整備PFI事業

実施方針に関する質問への回答

No	頁	第	1	(1)	①	ア	項目等	質問内容	回答
1	2	第1	1	(4)	②		質の高い教育環境の実現	「※ICT設備に関する整備は市で実施予定」との記載がございますが、事業者側の対応としては「空配管」程度を想定すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、詳細は要求水準書（案）で示します。
2	2	第1	1	(4)	②		ICT設備	「ICT設備に関する整備は市で実施予定」との記載がありますが、機器類（ハード）の整備のみではなくOSやアプリ等（ソフト）についても、全て市において導入・管理・メンテナンスまでを行うとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、詳細は要求水準書（案）で示します。
3	2	第1	1	(4)	③		地球環境への配慮	越谷市HPによると「再生可能エネルギーの利用推進」、「廃棄物の削減」、「普及啓発」などの共同取組を検討し…とございますが、実施方針には「再生可能エネルギーの活用」や「省エネルギーに配慮した施設整備」との記載がございます。本事業に求める具体的な内容についてご教示願います。	本施設に求める要件については、要求水準書（案）で示します。
4	2	第1	1	(4)	④		防災拠点機能の充実	防災拠点に関する備品（毛布やベッド等）や備蓄品については、貴市にてご準備いただくとの想定でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	2	第1	1	(4)	④		防災拠点機能の充実	ハザードマップや地盤状況、活断層などの防災拠点を検討する際に必要な資料は、貴市にてご準備いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ハザードマップは越谷市ホームページで公表していますので参照ください。地盤状況資料は要求水準書（案）とあわせて公表予定です。
6	3	第1	1	(4)	⑦		ライフサイクルコストの削減	通常、光熱水費の削減や維持管理段階での修繕等を考慮した場合、初期投資額は増加傾向になります。トータルバランスで行う場合でも提案費用との見合いで、中途半端な提案になってしまうケースもあります。ライフサイクルコストの削減に関する「具体的な数値」をご提示される予定はございますか。（例えばZEB：削減率●●%とか、光熱水費削減率とか）	現時点では、ライフサイクルコストの削減に関する指標を市で設定する予定はありません。
7	3	第1	1	(4)	⑦		ライフサイクルコストの削減	上記質問に関して、提案時点で検討できる内容は限定されます。実施設計段階での検討を念頭において、提案時点での「要求内容」については協議させていただくと助かります。	本施設に求める要件については、要求水準書（案）で示します。なお、要求水準書（案）の公表後に個別対話、質問を受け付ける予定です。
8	3	第1	1	(5)	①	イ	蒲生学園：屋内運動場	屋内運動場（柔剣道場を含む）の整備要件や諸元表については、令和3年10月1日公表予定の要求水準書にて提示されるとの理解でよろしいでしょうか。（共通事項）	お見込みのとおりです。
9	3	第1	1	(5)	①	ウ	蒲生学園：プール	小・中学校兼用との記載がございますが、プール深さについて貴市のお考えをご教示ください。	プール（小・中学校兼用）は可動床設置により、対応することを想定しています。詳細は、要求水準書（案）において示します。
10	3	第1	1	(5)	①	ウ	蒲生学園：プール	プールについて、①屋外を希望されるのか、②屋外で日よけ付きを希望されるのか、③屋内を希望されるのか、ご教示ください。	プール（小・中学校兼用）は屋内型を想定しています。詳細は、要求水準書（案）において示します。
11	3	第1	1	(5)	①	エ	現蒲生小の屋内運動場（改修）	具体的な改修内容について、貴市から条件提示等があるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	頁	第	1	(1)	①	ア	項目等	質問内容	回答
12	3	第1	1	(5)	①		また、以降	現蒲生第二小は事業者側で実施との記載がございますが、アスベスト含有は確定事項でしょうか。その際、提案時点では事前調査が行えないと理解しておりますので、貴市より図面や貴市にて行った調査結果等をご提示いただき、その範囲内でアスベスト対策費を見積り、実施段階でのアスベスト調査にてサービス対価の改定を含む対応を行うとの理解でよろしいでしょうか。	アスベスト調査（外壁）は今年度実施（蒲生第二小の既存屋内運動場を除く）しており、結果は入札公告までに公表予定です。また、アスベスト対策の詳細は、要求水準書（案）において示します。
13	3	第1	1	(5)	①		アスベスト対策	既存小学校の解体・撤去について「アスベスト対策を含む」とありますが、アスベスト対策費は調査結果により大きく増減するものと想定致しますが、事前調査や調査結果による官民リスク分担（増減精算）についてはどのようなお考えかご教示いただけますようお願い致します。	No. 12の回答を参照ください。
14	3	第1	1	(5)	①		本事業の対象となる施設	アスベスト対策について、調査、解体・撤去を本事業で行うとありますが、アスベスト調査の結果により、解体・撤去費が大きく変わります。本事業における提案では、アスベスト調査結果をどのように想定すればよいでしょうか。また、アスベスト含有範囲が想定を超えた場合の事業費等の対応について、ご教示ください。	No. 12の回答を参照ください。
15	3	第1	1	(5)	①		本事業の対象となる施設	本事業の施設整備業務において一部に既存施設の改修が含まれますが、既存施設自体に起因するリスクは市が負担するものと考えて宜しいでしょうか？	お見込みのとおりです。
16	3	第1	1	(5)	②		川柳学園	各種整備要件や諸元表については、令和3年10月1日公表予定の要求水準書にて提示されるとの理解でよろしいでしょうか。（共通事項）	お見込みのとおりです。
17	3	第1	1	(5)	②	イ	渡り廊下	渡り廊下は1階部分のみと考えてよろしいでしょうか。	渡り廊下の条件については、要求水準書（案）において示します。
18	3	第1	1	(5)	②		また、以降	既存柔剣道場等については、アスベストが含まれていないとの理解でよろしいでしょうか。	既存柔剣道場のアスベスト対策の詳細は、要求水準書（案）において示します。
19	3	第1	1	(5)	②		また、以降	既存柔剣道場等について、具体的な施設名称や図面等をご提示いただけるとの理解でよろしいでしょうか	既存柔剣道場は図面等の公表できる資料がないため、解体・撤去費等は面積及び現地説明会において確認いただくことを想定しています。

No	頁	第	1	(1)	①	ア	項目等	質問内容	回答
20	3	第1	1	(5)	②		解体	川柳学園の既存柔剣道場解体にはアスベスト対策は含まれないと考えてよろしいでしょうか。	No. 18の回答を参照ください。
21	3	第1	1	(5)	① ②		本事業の対象となる施設	既存建物の竣工図に関しては、意匠、構造、電気、機械の一式についてご提供いただけますでしょうか。	既存施設のうち、市で所有する図面は要求水準書（案）とあわせて公表予定です。
22	4	第1	1	(6)	①		事業方式	BTO方式とのことですが、自主事業などその他業務はないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	4	第1	1	(6)	①		事業方式	貴市指定銀行のリストをご提示いただきたく、お願いいたします。	資金調達に係る銀行等を指定する予定はございません。
24	4	第1	1	(7)	①	ア	事前調査業務	現況測量の実施は任意と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです公表資料をもとに、情報が不足する場合は事業者の判断により実施してください。
25	4	第1	1	(7)	①	ア	事前調査業務	地盤調査の実施は任意と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。公表資料をもとに、情報が不足する場合は事業者の判断により実施してください。
26	4	第1	1	(7)	①	ア	事前調査業務	過去に実施した地盤調査資料がありましたら、ご提示頂けますでしょうか。	要求水準書（案）とあわせて公表予定です。
27	4	第1	1	(7)	①	ア	本事業の対象となる施設	設計業務の事前調査業務に、地盤調査が含まれるとありますが、地盤調査結果により基礎構造にかかる建設費が変わります。本事業における提案では、地盤調査結果をどのように想定すればよいでしょうか。また、地盤調査結果が想定よりも厳しい結果となった場合の事業費等の対応について、ご教示ください。	市で現在所有している資料については、要求水準書（案）とあわせて公表予定です。提案時点は公表資料をもとにご提案ください。なお、公表資料をもとに提案し、事業開始後に追加の対策が必要となり、大幅に事業費が増大した場合の費用は市で負担します。
28	4	第1	1	(7)	①	イ	設計業務	イ 設計業務の業務範囲は、各学園の整備内容に記載のある改修工事、解体工事に係る改修設計、解体設計が含まれているものと考えて宜しいでしょうか。	各業務で求める業務内容は、要求水準書（案）で示します。
29	4	第1	1	(7)	①	ウ	設計業務：近隣対応業務	近隣対応業務とは、具体的に「近隣説明会の開催及び対応」を示しているとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
30	4	第1	1	(7)	①	ウ	近隣対応業務	近隣対応は貴市が主体的に行ない、事業者は資料作成を支援すると考えてよろしいでしょうか。	近隣対応業務の主体は事業者であり、市は必要に応じて、支援します。
31	4	第1	1	(7)	①	エ	設計業務：電波障害調査業務	電波障害の調査については、机上調査で問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
32	5	第1	1	(7)	②	イ	建設・工事監理業務：什器・備品等の調達・設置業務	本業務については、既存校舎からの再利用品はなく、全て新品での調達を行うとの理解でよろしいでしょうか。	既存校舎から移動する什器・備品等もあります。それらの移設については、別途市で実施予定です。詳細は、要求水準書（案）にて示します。
33	5	第1	1	(7)	②	イ	什器・備品等の調達・設置業務	什器備品等については、調達・設置業務までが事業者の業務範囲で、事業期間中の修繕・管理業務は業務範囲外との理解でよろしいでしょうか。	修繕業務の詳細は、要求水準書（案）にて示します。
34	5	第1	1	(7)	②	イ	什器・備品等の調達・設置業務	既存施設からの什器備品等の移転（梱包・移動・設置）および修繕・管理業務については事業者の業務範囲外との理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
35	5	第1	1	(7)	②	カ	建設・工事監理業務：近隣対応・対策業務	周辺家屋影響調査について、貴市が採用する適用範囲等の基準はございますか。なければ事業者提案としてよろしいでしょうか。	市で特段の基準は設けていません。事業者の提案で、適切な範囲で実施いただきます。

No	頁	第	1	(1)	①	ア	項目等	質問内容	回答
36	5	第1	1	(7)	②	キ	建設・工事監理業務：電波障害対策業務	本業務は、設計業務における「電波障害調査業務」に基づき、周辺で実際に電波障害が起こった場合の対応業務との理解でよろしいでしょうか。またその対策費用については、別途貴市から受託するとの理解でよろしいでしょうか。	前段は、お見込みのとおりです。後段の対策費用は、原則、本事業の事業費に含まれます。
37	5	第1	1	(7)	③	カ	維持管理業務	大規模修繕に関しては本市で行うとありますが、本PFI事業に参加している業者は参加可能ですか？	本事業外で実施する業務において、本事業の事業者に参加に係る制限を設けることは現時点で想定していません。
38	5	第1	1	(7)	③	カ	維持管理業務：修繕業務	修繕業務の具体的な内容や条件については、令和3年10月1日公表予定の要求水準書にてご提示いただけたとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
39	5	第1	1	(7)	③	※	大規模修繕	大規模修繕については市の負担区分となっています。大規模修繕の内容、項目について具体的にご教示下さい。	修繕業務の詳細は、要求水準書（案）にて示します。
40	5	第1	3	(7)	③		本事業の対象範囲	維持管理業務の事業範囲は日常清掃は考慮しなくてよろしいですか？	お見込みのとおりです。
41	4	第1	1	(7)			本事業の対象範囲	既存施設からの什器便品等の移転（梱包・移動・設置）および管理については事業者の業務範囲外との理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
42	4	第1	1	(7)			本事業の対象範囲	付帯事業については貴市は想定しておらず、事業者側の提案も不必要との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
43	5	第1	1	(8)			事業者の収入	貴市からのサービス対価については、令和3年10月1日公表予定の要求水準書にてご提示いただけたとの理解でよろしいでしょうか。	本事業の予定価格は、入札説明書において示します。
44	5	第1	1	(8)			事業者の収入	引き渡しまでの間はサービス購入費に支払予定はないものと理解してよろしいでしょうか。また、各引渡し施設について「一時に又は定期的に支払う」とありますが、全額一時金の可能性があるとの認識で宜しいでしょうか。それとも一部を一時金、それ以外を割賦払いで検討されているという認識でしょうか。	前段についてはお見込みのとおりです。後段については、一部を一時金で支払い、それ以外を割賦払いとすることを想定しています。
45	5	第1	1	(9)			光熱水費	維持管理段階での光熱水費は貴市にて負担（貴市と供給事業者との直接契約）いただけるため、事業者は光熱水費の支払については関与しないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
46	5	第1	1	(9)			光熱水費	例えば、再生可能エネルギー（バイオマス発電など）の提案を行った際に発生する電気代や燃料代についても、光熱水費の一環として貴市にて費用負担いただけたとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
47	6	第1	1	(10)			事業スケジュール	蒲生学園新校舎の供用開始日が令和7年8月下旬（2学期開始時）となっていますが、新年度開始時に供用開始としなかったのは設計・工事期間を考慮したことにより令和7年8月下旬となっているのでしょうか。	お見込みのとおりです。
48	6	第1	1	(10)			事業スケジュール	近隣住民からの反対により、事業が停滞してしまった場合、その分の設計、工事スケジュールの延長は認めて頂けるのでしょうか。	近隣住民からの本事業の実施に係る反対運動等はリスク分担表 No. 17（住民対応）に該当するものとなり、市のリスクとしています。ただし、事業者が実施する業務に起因する場合は、事業者のリスクとなります。
49	7	第1	2	(2)			特定事業の選定の手順	事業者選定基準は事業者募集時に公表されるとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等とあわせて公表を予定しています。
50	8	第2	2	(1)			募集及び選定スケジュール	令和4年4月上旬提出の一般競争入札参加資格確認申請書類に対して、多数のグループが参加した場合であっても、参加資格の確認のみを行い、実績や体制への評価による事業者の足切り、またはその後の評価に加点等を行わないという認識で宜しいでしょうか。	選定手続きに係る内容は、入札説明書等とあわせて公表する落札者決定基準で示します。
51	8	第2	2	(1)			募集及び選定スケジュール	令和4年4月下旬提出の提案に係る書類について、提出後にヒアリングやプレゼンを行う予定はありますでしょうか。	提案書提出後にヒアリング等を実施することを予定しています。詳細は、入札説明書において示します。

No	頁	第	1	(1)	①	ア	項目等	質問内容	回答
52	9	第2	2	(2)	①	イ	実施方針に関する質問回答	公表されない回答について個別回答はありますか？	実施方針に関する質問等に対して、当該質問者又は意見者に個別回答することはありません。
53	9	第2	2	(2)	①	エ	要求水準(案)に関する個別対話の実施について	個別対話の実施日が10月28日と示されています。希望企業が多数の場合、前後の日程で追加実施されますか。	個別対話の応募者数に応じて、複数日に分けての実施も検討します。その場合は、10月28日の前後の日程（27日又は29日）での実施を想定します。
54	11	第2	2	(3)			落札者の決定しない場合	参加チームが1グループでも要件をクリアしていれば事業者決定ですか？	お見込みのとおりです。
55	11	第2	2	(3)			落札者を決定しない場合	万一、応募グループが一つであった場合でも、入札は成立するとの理解でよろしいでしょうか。	No. 54の回答を参照ください。
56	12	第2	3	(1)	①		入札参加者の構成	代表企業が設計、建設、工事監理、維持管理の業務に実施しない場合、資格要件はありますか？	具体的な業務を担当しない場合は、「第2-3-(2) 入札参加者及び協力企業の資格（各業務共通）」を満たしている必要があります。
57	12	第2	3	(1)	②		入札参加者の構成	SPC代表企業の出資率は50%以上を求めますか？	実施方針 第2-3-(1)⑤に示すとおり、代表企業は、出資者中最大の出資割合を負担することとしており、出資比率が過半を超えていることまでは求めません。
58	12	第2	3	(1)	②		代表企業	代表企業は設計・建設・工事監理・維持管理を実施しないマネジメント会社（その他業務）が担当することは可能との理解でよろしいでしょうか。また、当該その他企業についての資格要件は不要との理解で宜しいでしょうか。資格要件がございましたらご教示いただきたくお願い致します。	前段は可能です。後段はNo. 56の回答を参照ください。
59	12	第2	3	(1)	②		協力企業	協力企業は、発注形態に係らず（SPCからの直接発注でない等）協力企業として登録させていただき理解でよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。なお、本事業に係る再委託、下請け企業の全てを協力企業として登録することまでは求めません。
60	12	第2	3	(1)	②		再委託	協力企業として登録していない先にも、事業実施段階で代表企業、構成企業、協力企業の受託する業務の一部を再委託することに問題ないと理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、詳細は入札説明書とあわせて公表予定の事業契約書（案）において示します。
61	12	第2	3	(1)	⑩		入札参加者の構成	「市内の本社・支社・支店を置く企業が入札参加グループ又は協力企業として本事業に加わる等、地元経済貢献への配慮を期待」との記載がございますが、建設企業から市内業者への発注についても同様の評価をいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	評価基準については、入札説明書等とあわせて公表する落札者決定基準において示します。
62	12	第2	3	(2)			入札参加資格	今現在において、貴市の入札参加資格者登録がなされていない場合において追加で本入札について参加資格を得ることはできますでしょうか。	「第2-3-(7) 入札参加資格要件の確認基準日」に示す確認基準日までに入札参加資格者として登録されていれば、参加は可能です。なお、令和3・4年度建設工事請負等競争入札参加資格審査申請の受付については、令和4年3月1日からの入札参加資格が有効になる新規の受付は、令和3年12月1日から令和3年12月17日まで、追加については、令和3年12月1日から令和3年12月24日までになります。また、受付窓口は、埼玉県になります。令和3・4年度物品等競争入札参加資格審査申請の受付については、毎月行っており、毎月5日締め翌月1日登録になります。上記同様、受付窓口は、埼玉県になります。

No	頁	第	1	(1)	①	ア	項目等	質問内容	回答
63	14	第2	3	(3)			入札参加者の構成	設計、建設、工事監理、維持管理のそれぞれの資格要件はSPCに出資する、構成企業の条件ですか？協力企業全てにこの資格要件を求めますか？	各業務を担当する代表企業、構成企業又は協力企業に求める要件となります。
64	15	第2	3	(3)		ウ	設計業務を行う者の資格	官公庁の発注が、小学校又は中学校に限らず延床面積3,000㎡以上の実施設計を履行した業務は実績として認められますか。	設計業務を行う者の資格要件は、小学校又は中学校の業務実績に限ります。
65	15	第2	3	(5)		ウ	工事監理業務を行う者の資格	官公庁の発注が、小学校又は中学校に限らず延床面積3,000㎡以上の建築一式工事（改修工事を除く。）に係る工事監理を履行した業務は実績として認められますか。	工事監理業務を行う者の資格要件は、小学校又は中学校の業務実績に限ります。
66	15	第2	3	(3)		ウ	設計業務を行う者の資格	官公庁の発注したものに限定してありますが、私立中学校は実績として頂けませんか。	設計業務を行う者の資格要件は、私立の小学校又は中学校の業務実績でも可とします。実施方針を修正します。
67	15	第2	3	(5)		ウ	工事監理業務を行う者の資格	官公庁の発注したものに限定してありますが、私立中学校は実績として頂けませんか。	工事監理業務を行う者の資格要件は、私立の小学校又は中学校の業務実績でも可とします。実施方針を修正します。
68	15	第2	3	(3) (4)			資格要件	資格要件において、代表企業が設計・施工業務を行わない場合、各業務で求められている実績の要件は不要と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、「第2-3-(2) 入札参加者及び協力企業の資格（各業務共通）」は満たしている必要があります。
69	15	第2	3	(4) (5)			資格要件	資格要件を満たせば、建設業務を行う者が工事監理を実施することも可能でしょうか。	建設業務を請け負う企業が、工事監理業務を担当することは不可とします。詳細は実施方針 第2-3-(1)-⑨をご確認ください。
70	16	第2	3	(7)			SPCの設立等	SPCの本社は構成企業の所在地でもよろしいですか？	所在地が越谷市内であれば、可能です。
71	16	第2	3	(7)			SPCの設立等	本事業を実施するSPCを本市内に設立とありますが、協力企業として参加する市内業者の会社内に設立する形でもよろしいでしょうか。またSPCの取締役として就任予定の市内在住者の自宅としても問題ないでしょうか。	前段、後段ともに所在地が越谷市内であれば、可能です。
72	17	第2	5	(1)			提案審査	表に「入札参加者独自の提案に関する審査」との記載がございますが、いわゆる「自主事業」のようなものではなく、本事業に関する例えば「ワークショップ」などを意味するものとの理解でよろしいでしょうか。	評価基準に係る事項は、入札説明書等とあわせて公表する落札者決定基準に示します。
73	17	第2	5	(2)			事業者選定審査会の設置	3名の委員が選定されていますが、越谷市の意向は審査にどのように反映されるのでしょうか。 市の関係者が審査員にいない為、質問致しました。	要求水準書等において、本事業における本市の意向を反映します。
74	17	第2	5	(2)			事業者選定審査会の設置	3名の委員が選定されていますが、越谷市の意向は審査にどのように反映されるのでしょうか。 (市の関係者が審査員にいない為)	No. 73の回答を参照ください。
75	17	第2	5	(2)			ペナルティ	本事業において、途中辞退した場合、ペナルティはありますか。ある場合はどのような内容となりますか。また、ペナルティの発生する時期について、ご教示ください。	一般競争入札参加資格確認申請書の提出から提案書の提出までの間に辞退することは可能です。詳細は、入札説明書において示します。
76	21	第4	1	(2)			整備対象施設の概要	新築のアリーナ、プール等は新校舎内の合築が条件ですか？別棟計画は不可ですか？	屋内運動場（柔剣道場を含む）、プール（小・中学校兼用）の配置を指定することは想定していません。詳細は、要求水準書（案）において示します。
77	21	第4	1	(2)			諸室構成	各室の面積や必要設備等を記載した、いわゆる「諸元表」については、10/1公表予定の要求水準書に記載されているとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	頁	第	1	(1)	①	ア	項目等	質問内容	回答
78	24	第4	2	(1)	⑦	イ	インフラ 排水	既存浄化槽の利用となっておりますが、容量は足りてますか？また劣化の確認で交換の必要が発生した場合の負担はどちらですか？	前段については充足すると考えています。後段については、浄化槽の改修が必要な場合は市の負担として、本事業とは別で実施します。
79	26	第4	2	(3)			(仮称)川柳学園 既存施設の概要	「既存のまま」とされている各施設に関して、既存遡及による改修等が発生しないことを、貴市において確認されているという認識で宜しいでしょうか？	既存遡及に関する確認は行っていません。「既存のまま」とされている施設についても、本施設を整備するにあたり既存校舎に発生する改修等は本事業に含まれます。
80	28	第6	5				金融機関	貴市指定金融機関があればご教示いたたけないでしょうか。	No. 23の回答を参照ください。
81	32	資料 2	No5				資料2：リスク分 担表 契約締結	PFI契約に関する議会承認が得られない場合、貴市と事業者双方に●がついておりますが、議決が得られない理由がどちらに起因するかで負担者が変わるとの理解でよろしいでしょうか。	市議会の議決は本市でコントロールできるものではないため、それまでに生じた費用は、双方の負担とします。
82	32	資料 2	No5				リスク分担表 項目No. 5	議会の議決が得られない場合のリスクについて、負担者の事業者側に「●」が付いていますが、事業者がリスクを負担すべき場合とはどのようなケースを想定されていますか？	No. 81の回答を参照ください。
83	32	資料 2	No11				資料2：リスク分 担表 許認可	事業者が取得すべき許認可について、既にご存じの内容があればご教示ください。	建築基準法に関する建築確認申請、都市計画法第34条の2に基づく協議（（仮称）蒲生学園）、都市計画法施行規則第60条の規定に基づく適合証明の交付申請（（仮称）川柳学園）、越谷市まちの整備に関する条例に基づく開発行為等事前協議書（両校）、建築基準法第56条の2第1項ただし書による許可（（仮称）川柳学園）、その他埼玉県及び越谷市の各種条例の申請等を想定しています。その他、本事業に必要な申請等は応募者でご確認ください。
84	32	資料 2	No22				第三者賠償	事業者に▲とされていますが、どのようなリスク分担を想定されているかご教示いただきたくお願い致します。	入札説明書とあわせて公表予定の事業契約書（案）において示します。
85	32	資料 2	No23				不可抗力	事業者に▲とされていますが、どのようなリスク分担を想定されているかご教示いただきたくお願い致します。	No. 84の回答を参照ください。
86	32	資料 2	No26				資料2：リスク分 担表 物価変動	物価変動については、一般社団法人「建設物価調査会」の「建物種類：学校」などを用いて行うとの理解でよろしいでしょうか。	No. 84の回答を参照ください。
87	32	資料 2	No26 No27				物価変動	官民に●、▲とされていますが、どのようなリスク分担を想定されているかご教示いただきたくお願い致します。	No. 84の回答を参照ください。
88	33	資料 2	No38				契約解除	事業者に▲とされていますが、どのようなリスク分担を想定されているかご教示いただきたくお願い致します。	No. 84の回答を参照ください。
89	33	資料 2	No38				契約解除	法令変更等、両者の事由によらない事業契約解除に伴う損害のリスク分担のうち、事業者が従分担（▲）となっておりますが、どのようなケースが想定されま すでしょうか。	No. 84の回答を参照ください。
90	33	資料 2	No39				測量・調査	市が実施した測量・調査による資料をお示しいただけますか。	敷地、既存施設等に関する資料で、市が保有しているものは、要求水準書（案）とあわせて公表予定です。
91	33	資料 2	No39				測量・調査	事前調査によって示されたアスベストの範囲を超えるアスベストが発見された場合、その撤去に必要な追加費用とそれに伴う工期遅延のリスクは市の負担という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	頁	第	1	(1)	①	ア	項目等	質問内容	回答
92	32	資料 2	No55				引渡前施設損害	事業者に▲とされていますが、どのようなリスク分担を想定されているかご教示いただきたくお願い致します。	No. 84の回答を参照ください。
93	32	資料 2	No55				施設損害	事業者に▲とされていますが、どのようなリスク分担を想定されているかご教示いただきたくお願い致します。	No. 84の回答を参照ください。

越谷市立小中一貫校整備PFI事業

実施方針に関する意見への回答

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	項目等	意見内容	回答
1	2	第1	1	(4)	④		防災拠点機能	「防災拠点機能の充実」との記載がありますが、入札条件の公平性担保や施設規模把握の観点から、被災時の想定収容人数の規模、備蓄品の有無、備蓄品がある場合のボリューム（品目、数量や備蓄用スペースの規模等）について貴市のお考えを明示して頂く事を希望します。	公表可能な資料について整理のうえ、要求水準書（案）とあわせて公表します。
2	2	第1	1	(4)	⑤		安全・安心な施設環境	「安全・安心な施設環境の確保」との記載がありますが、児童生徒の日常防犯としての監視カメラや通報システムの設置の要否について貴市のお考えを明示して頂く事を希望します。	保安警備に必要な設備は、要求水準書（案）において示します。
3	2	第1	1	(4)	⑥		地域に開かれた学校	「地域に開かれた学校として…」との記載がありますが、学校開放や付帯事業に関する貴市のお考えを明示して頂く事を希望します。	学校開放については屋内運動場及び校庭のみを想定しており、その他の諸室については想定していません。また、付帯事業は本事業に含んでいません。
4	2	第1	1	(4)	⑥		地域に開かれた学校	学校開放や付帯事業に関して検討する際に必要となる、児童・生徒と一般利用者のセキュリティ区分の考え方について貴市のお考えを明示して頂く事を希望します。	付帯事業の実施は想定していません。なお、学校開放は屋内運動場及び校庭のみを想定しています。詳細は要求水準書（案）で示します。
5	3	第1	1	(5)	①		アスベスト対策	アスベスト調査の結果により、解体費が大きく変動し、工期にも影響すると考えます。貴市にて先行して調査を行い、要求水準書に調査結果を含めて頂きたいと考えます。	アスベスト調査（外壁）は今年度実施（蒲生第二小の既存屋内運動場を除く）しており、結果は入札公告までに公表予定です。また、アスベスト対策の詳細は、要求水準書（案）において示します。
6	3	第1	1	(5)	①		本事業の対象となる施設	既存校舎の解体撤去業務にアスベスト対応が含まれています。アスベストの解体についてはレベルによって大きく費用が異なるため、費用算出に関しては別途費用算出の上、進めることが適切と思われます。調査・撤去費用は別途協議の上、実施することが望ましいと考えます。	No.5の回答を参照ください。
7	4	第1	1	(7)			本事業の対象範囲	什器備品等の調達設置業務が事業範囲として想定されておりますが、教材備品（体育用具・楽器・実験器具・図工関連・家庭科関連・音響関係等）の調達を事業範囲とする場合、事業者提案による仕様・数量等のばらつきを排除するため、要求水準にて詳細にご提示頂く事を希望します。	事業者で調達・設置を想定する什器・備品リストは、要求水準書（案）とあわせて公表予定です。
8	4	第1	1	(7)			本事業の対象範囲	既存施設から移設する什器備品等がある場合、内容を事前にお示し頂く事を希望します。	ご意見として承ります。
9	4	第1	1	(7)	①		設計業務	敷地内のボーリングデータは事前にお示し頂く事を希望します。	市で所有する地盤状況資料は、要求水準書（案）とあわせて公表予定です。
10	4	第1	1	(7)	①		設計業務	仮設校舎の仕様についても要求水準にて詳細にお示し頂く事を希望します。	要求水準書（案）とあわせて公表予定です。
11	8	第2	1				募集及び選定方法	本事業は、次代を担う児童・生徒のため貴市が初めて整備する小中一貫校であり、「質の高い教育環境の実現」を真摯に受け止め、ご提案させていただき所存です。そのため、選定基準のご検討の際には、いわゆる“価格偏重型”の採点基準とはせず、提案内容に重点をおいたものとしていただきたいと思います。	ご意見として承ります。

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	項目等	意見内容	回答
12	10	第2	2	(2)	②	ウ	入札説明書に関する個別対話について	個別対話が提案書提出日の2ヶ月前に設定されています。対話の内容によって、提案内容調整する必要があるため、もう少し早い時期に実施して頂けないでしょうか。	ご意見として承ります。
13	11	第2	2	(2)	②	ウ	参加確認申請の受付	参加確認申請書類について、提案書提出の1か月前に設定されています。事業者としては、参加資格を確認した上で、推進したいため、早い時期に参加確認申請書類の提出をお願いします。	ご意見として承ります。
14	12	第2	3	(1)	⑩		市内事業者	市内事業者の参加による地域貢献については、事業終了後にもわたって地域内で支えあう構造を構築することとなり今後の越谷市の発展にも寄与するものと理解しております。つきましては、提案時の相応の評価項目として評価していただきますことをお願いいたします。	ご意見として承ります。
15	15	第2	3	(1)		ウ	設計業務の資格	官公庁の小中実績を私立もしくは小中を外してもらいたい。	設計業務を行う者の資格要件は、私立の小学校又は中学校の業務実績でも可とします。実施方針を修正します。
16	17	第2	4	(1)			著作権	提案書の全部または一部を使用できるものとするがありますが、企業のノウハウに係る内容を含みますので、公表する内容については、事業者と協議の上実施して頂けますでしょうか。	提案書を公表等する場合は、事業者の特殊技術、ノウハウ等に係る内容については配慮した上で、公表等を行うことを予定しています。
17	17	第2	5	(1)			提案書の審査及び算定	越谷市内に本社を有する企業がSPCに参加する場合に地域貢献度点数を審査算定対象としてもらいたい。	ご意見として承ります。
18	17	第2	5	(1)			審査及び算定	昨今の事例として、価格を顕著に安くすることで受注を行う事業者も散見されます。その為、質の低い提案も見受けられるところです。事業予算の算定の段階でVFMの評価をされていることと存じますので、予定の予算内にて質の保たれた建築・サービスを提案しやすい価格評価配分が一定ラインに抑えられた評価項目となりますことをお願いいたします。	ご意見として承ります。
19	21	第4	1	(3)			既存施設の概要	解体の対象となる建物の図面は事前にお示し頂く事を希望します。	既存施設に係る図面については、要求水準書（案）とあわせて公表予定です。
20	24	第4	2	(1)	⑦	イ	インフラ	「汚水排水 事業予定地に下水道本管がない。事業予定地内の既存浄化槽を利用すること。」とありますが、要求水準時に図面等資料提供願います。また、既存浄化槽の維持管理及び、不具合が生じた際のリスク範囲をお示し願います。	本市で所有するインフラに係る図面については、要求水準書（案）とあわせて公表予定です。また、（仮称）川柳学園の維持管理業務については、既存施設が多く含まれることから、本事業の業務範囲外とします。実施方針を修正します。

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	項目等	意見内容	回答
21	27	第6	4				不可抗力	多くのPFIにおける不可抗力の事例としましては、工事期間＝工事費の1%、維持管理期間＝年間受託費の1%等が多いものと認識しています。事業者リスクが大きい場合や不透明な場合は、コスト低減を妨げる要素となりますので事例に準じた範囲にて明記いただきたくお願い申し上げます。	ご意見として承ります。
22	32	資料2	No26 No27				物価変動	物価スライドにつきまして、見直しの規定の設定をいただきますようお願いいたします。物価変動について事業者側に過剰なリスクが残る場合コスト低減を妨げる要因となりますので対応いただきたくお願い申し上げます。	ご意見として承ります。
23	33	資料2	No28				資料2 資金調達 リスク	国庫補助金等に関する支払いの額及び支払時期については、入札公告時に明確に設定して頂く事を希望します。この部分が不明確な状態ですと、ファイナンスの調達額及び実行時期が定まらず、事業者に過度なリスク負担がかかる可能性がございます。	資金計画・事業収支計画に関する条件は入札説明書において示します。
24	32	資料2	No44				土壌の瑕疵	調査資料で予測できるものは、限定されます。予測する範囲の明示をお願いします。	公表資料をもとに判断できる範囲とします。
25	33	資料2	No47 No48				工事費用増大	事業契約から建設開始までに期間があるため、想定外の物価変動に関する物価スライドの導入をお願いします。	ご意見として承ります。
26	33	資料2	No51				設計・建設段階	蒲生小学校の既存校舎の解体は市が実施されることとなっています。当該解体工事における瑕疵があった場合のリスク分担（市負担）について、項目を追加頂けませんか。	蒲生小学校の解体・撤去は本事業とは別途実施するものであるため、それによる事業への影響については、リスク分担表No. 41又はNo. 47に該当します。
27	33	資料2	No51				計画変更	施設完成前に本市が発案した軽微な変更、について事業者負担となっています。「軽微」とはどのようなレベルまでか定義付けいただくか、難しい場合は市の負担欄にも印（●もしくは▲）を付けて頂けませんか。	契約の詳細については、入札説明書とあわせて公表予定の事業契約書（案）において示します。
28	34	資料2	No69				施設瑕疵	施設瑕疵については、契約不適合責任との理解でよろしいでしょうか。またその場合、事業者のリスク負担期間は民法に準ずる期間の範囲内と理解してよろしいでしょうか。	契約の詳細については、入札説明書とあわせて公表予定の事業契約書（案）において示します。
29							入札に係る違約金 条項	入札時の不正行為につきましてはあってはならないこととは言ってもありませんが、最近の事例で入札時の不正に対して過度な違約金条項が付く事例がありましたが何卒避けていただきますようお願いいたします。 事例：不正行為に対する違約金が事業費の10%を超えるもの、SPCにも遡及するもの。 影響：SPCに違約金が遡及されると銀行からの調達額に係らず事業者からSPCへの違約金相当額の保証を求められ、対応が困難である（上場企業は保証債務を簡単に設定できない）とともにコスト増となります。また、違約金が大きすぎるためコンソ内に中小企業を抱えることを躊躇することとなります。（大企業が、中小企業の万一の不正まで金銭的にも担保することとなり、過大な負担となります。（帰責者負担で収まらない） 何卒ご理解をいただき従前の多くの事例の範囲にて規定をお願い申し上げます。	ご意見として承ります。